

令和4及び5年度
国立大学法人佐賀大学
自己点検・評価書（総括）（案）



令和7年6月

目 次

大学の概要	3
内部質保証の実施体制、関係規程等	4
自己点検・評価の目的、評価方法	5
大学機関別認証評価の基準に基づき実施する自己点検・評価	6
第4期中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価	15
部局等の自己点検・評価	15
本学の取り組み等	16
おわりに	24



大学の概要

■所在地

佐賀大学本庄キャンパス	佐賀県佐賀市本庄町 1
佐賀大学鍋島キャンパス	佐賀県佐賀市鍋島 5-1-1
佐賀大学有田キャンパス	佐賀県西松浦郡有田町大野乙 2 4 4 1-1

■学部等の構成

(学部)	教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部
(研究科)	学校教育学研究科、地域デザイン研究科、先進健康科学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科、鹿児島大学大学院連合農学研究科
(共同利用・共同研究拠点)	海洋エネルギー研究所
(学内共同教育研究施設)	総合分析実験センター、総合情報基盤センター、シンクロトン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センター、肥前セラミック研究センター
(その他)	附属図書館、美術館、保健管理センター、事務局

■学生数及び役職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教育学部	526 人	学校教育学研究科	36 人	役職員数	2,081 人
芸術地域デザイン学部	483 人	地域デザイン研究科	41 人		
経済学部	1,103 人	先進健康科学研究科	115 人		
医学部	871 人	医学系研究科（博士）	79 人		
理工学部	2,173 人	理工学研究科（博士前期）	385 人		
農学部	618 人	理工学研究科（博士後期）	59 人		
		工学系研究科（博士後期）	1 人		
		農学研究科	76 人		

■教育情報

<https://saga-u.ac.jp/koukai/education.html>

■財務情報

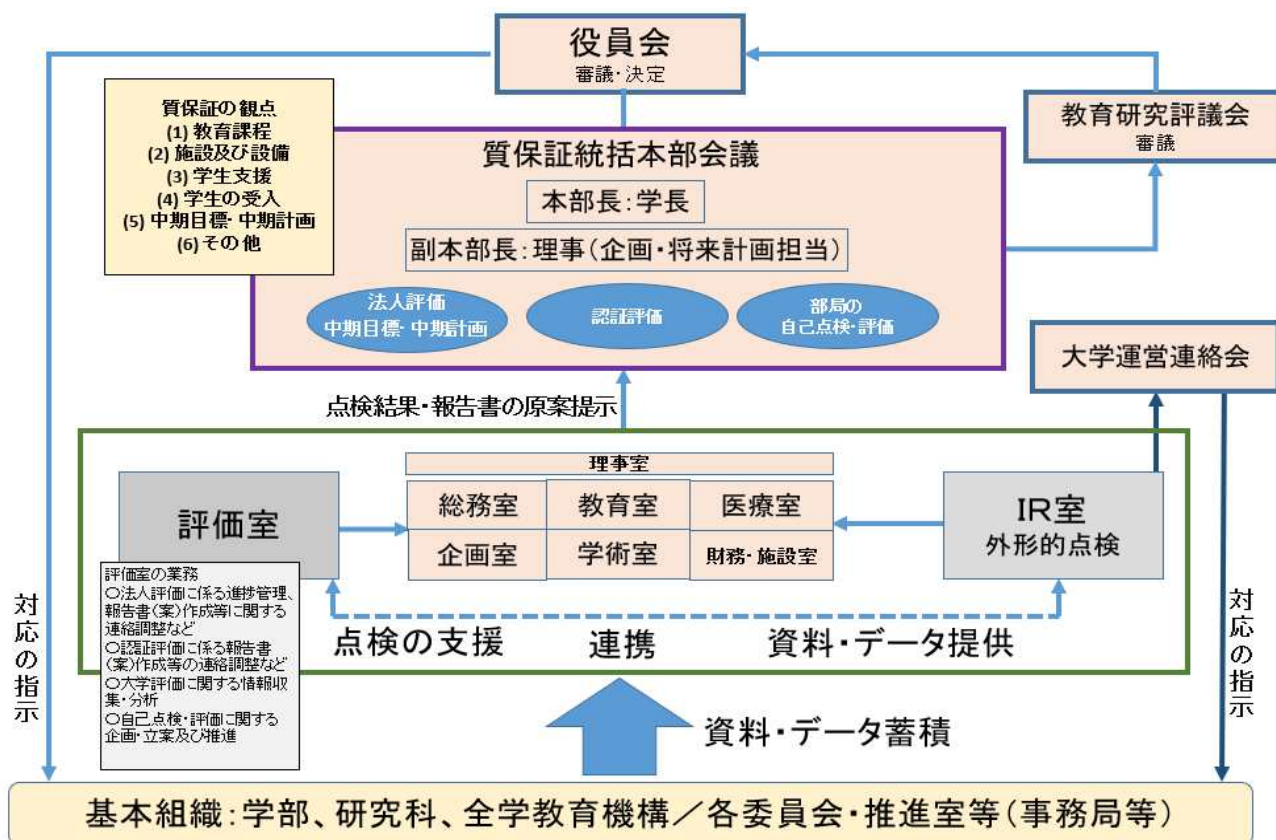
<https://saga-u.ac.jp/koukai/kokaizaimu.html>

■佐賀大学データ集

<https://www.saga-u.ac.jp/koukai/sadaidata.html>



佐賀大学内部質保証の体制



■関係規程等

- ・ 佐賀大学における質保証に関する規則
- ・ 国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則
- ・ 国立大学法人佐賀大学評価室設置規則
- ・ 自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針
- ・ 佐賀大学における質保証の体制及び自己点検・評価の手順に関する細則
- ・ 部局等における自己点検・評価書作成の実質化と効率化
- ・ (各部局等) 教育課程点検・改善実施要項



自己点検・評価（総括）の目的

大学は、学校教育法第109条に基づき、大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検を行い、その結果を公表するよう規定されており、その結果を公表するものとする。

評価の方法

■大学機関別認証評価の基準に基づき実施する自己点検・評価

大学機関別認証評価に定める評価の観点に沿って活動状況を点検し評価を行う。

○領域1～5については評価室で点検を行い、領域6については教育室を中心に点検を行う。その結果を質保証統括本部会議及び教育研究評議会で検証を行い、留意事項について指摘を行う。

○体制整備に係る規程類や実施状況を確認する会議議事録等、変動が少ない項目は、大きな変更があったもののみ確認する。

○教員数、学生支援件数等、変動がある項目は毎年度モニタリングを行う。

令和5年9月1日	令和6年9月6日	評価室会議 検証
令和5年9月12日	令和6年9月17日	質保証統括本部会議 協議
令和5年9月15日	令和6年9月20日	教育研究評議会 審議

■第4期中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価

中期目標・中期計画の実施対象部署の点検・評価に基づき、評価室で点検を行い、その結果を質保証統括本部会議、経営協議会、教育研究評議会及び役員会で検証を行う。当該年度の行動計画の達成状況等について自己点検・評価を実施し、その結果に応じて翌年度以降の行動計画の見直しを行う。

令和5年6月7日	令和6年5月29日	評価室会議 検証
令和5年6月9日	令和6年6月5日	質保証統括本部会議 協議
令和5年6月14日	令和6年6月13日	役員会 協議
令和5年6月26日	令和6年6月17日	経営協議会 審議
令和5年6月6日	令和6年6月21日	教育研究評議会 審議
令和5年6月28日	令和6年6月26日	役員会 審議

■部局等の自己点検・評価

各部局において、教育、研究、国際交流、社会連携、組織運営等に関する取組及びそれらに関する課題等を自ら点検・評価を行う。また、改善すべき事項等について、部局等からの説明により以下の会議で共有を行う。

令和5年9月1日	令和6年9月6日	評価室会議 協議
令和5年9月12日	令和6年9月17日	質保証統括本部会議 協議



大学機関別認証評価の基準に基づき実施する自己点検・評価

■内部質保証モニタリング結果の評価

本学が実施したモニタリング項目及び結果については、以下のとおりである。本検証の結果、領域1～6の認証評価基準を概ね満たしていると評価した。

■内部質保証モニタリング結果

評価区分：基準を満たしている ◎ / 留意事項がある ○ / モニタリング対象外 —

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

評価基準	具体的な評価基準	結果
基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	◎
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	◎
	[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	○
基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	◎
	[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	◎
	[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	◎

領域2 内部質保証に関する基準

評価基準	分析項目	結果
基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	◎



	[分析項目 2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	◎
	[分析項目 2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	◎
基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること	[分析項目 2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	◎
	[分析項目 2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	○
	[分析項目 2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	◎
	[分析項目 2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	◎
	[分析項目 2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	◎
	[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	◎
	[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	◎
基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	[分析項目 2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対し	—



	て、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは取組の計画に着手していることが確認されていること	
	[分析項目 2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	—
	[分析項目 2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	◎
	[分析項目 2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	◎
基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	[分析項目 2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	◎
基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	[分析項目 2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	◎
	[分析項目 2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	◎
	[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	◎
	[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	◎
	[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	◎
	[分析項目 2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	◎



領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

評価基準	分析項目	結果
基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	[分析項目 3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	—
	[分析項目 3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	—
基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	[分析項目 3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	◎
	[分析項目 3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	◎
基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	[分析項目 3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	◎
基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	[分析項目 3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	◎
	[分析項目 3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	◎
基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	[分析項目 3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	—
	[分析項目 3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	—
	[分析項目 3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	◎
	[分析項目 3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	◎
基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	[分析項目 3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	○



領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

評価基準	分析項目	結果
基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	[分析項目 4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	◎
	[分析項目 4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	◎
	[分析項目 4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	◎
	[分析項目 4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境を整備し、それが有効に活用されていること	—
	[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	—
	[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	◎
基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	[分析項目 4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	◎
	[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	◎
	[分析項目 4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	◎
	[分析項目 4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	◎
	[分析項目 4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	◎



領域5 学生の受入に関する基準

評価基準	分析項目	結果
基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	◎
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること	[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	◎
	[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	◎
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	○

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

評価基準	分析項目	チェックポイント	結果
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	a. 一単位の授業科目が45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されている。 b. 次のいずれかの方法により、科目の内容がふさわしい水準になっている。 ①信頼できる分野別第三者評価機関に保証されている。 ②日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている。 ③自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証している。	◎
	[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導す	a. 研究指導の基本方針や考え方を定めている。 b. 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む）されている。 c. 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、TA・RAとしての活動を通じた教育・研究	◎



	ることとしていること	能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本針等に照らして、研究指導に対する取組が行われている。	
基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	a. シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されている。 b. 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されている。 c. すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っている。 d. 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている。	◎
	[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	a. 教育上主要と認める授業科目が定義されている。※教育上主要と認める授業科目とは、通常、必修科目及び選択必修科目を指す。 b. 教育上主要と認める授業科目は専任の教授又は准教授が担当している。※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は可とする。	◎
基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	[分析項目 6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	a. ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等を行っている。	◎
	[分析項目 6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各部局固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われている。	◎
	[分析項目 6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	a. インターンシップ等を実施している。 b. その他教育課程の目的に応じた取組を実施している。	◎
	[分析項目 6-5-4]	a. 履修上特別な支援を要する学生の把握、及び各学部	◎



	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	固有の事情等に応じて適切な学習支援が行われている。 b. 特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して適切に支援されている。	
基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	〔分析項目 6-6-3〕 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること。※成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの 30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認。 ※45 時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認。 a. 学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施している。 b. GPA 制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 c. 個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置が講じられている。	○
基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	〔分析項目 6-8-1〕 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。	◎
	〔分析項目 6-8-2〕 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正なものであること等を確認する。	○
	〔分析項目 6-8-3〕 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること。	◎



[分析項目 6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	◎
[分析項目 6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	◎

■「大学機関別認証評価の基準に基づき実施する自己点検・評価」に対する留意事項

以下の事項について指摘し、改善を促した。

【領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準】

●分析項目 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏っていないこと

- ・理工学部、農学部的女性教員割合が低い。（理工学部 5.1%、農学部 9.1%）
- ・芸術地域デザイン学部及び理工学部の年齢構成に偏りがある。
（芸術地域デザイン学部：～34 歳の層 0%、55～64 歳の層 45.8%）
（理工学部：～34 歳の層 2.9%、55～64 歳の層 47.8%）

【領域 2 内部質保証に関する基準】

●分析項目 2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

- ・領域 6 の分析のために規定している各部局の「教育課程点検・改善実施要項」の内容と実態が合っているか（規定の組織と実際に対応している委員会が一致しているか等）確認が必要。

【領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準】

●分析項目 3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること

- ・一部の情報が古い内容で掲載されているものがあつた。
⇒現在は修正済み。

【参考：学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一～九 略



【領域5 学生の受入に関する基準】

●分析項目 5-3-1 実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は下回っていない

(※認証評価基準は過去5年間の入学定員充足率平均で評価(70%以上、130%未満)。秋季入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生含む。)

- ・医学系研究科(博士課程)の入学定員充足率が認証評価基準を下回っている。

(実績) 平均 50% (R2: 20%、R3: 76%、R4: 56%、R5: 64%、R6(※): 32%)

(※) 秋入学を含まない

【参考: 大学機関別認証評価】

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【領域6 教育課程と学習成果に関する基準】※教育室が確認実施

●分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- ・「a. 学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施している」の資料(成績評価の分布の点検・報告書)について、点検した事実のみ記載され、点検内容の記述がないため、詳細な記述をお願いしたい。(芸術地域デザイン学部)

●分析項目 6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

- ・今回のモニタリングに用いた「分析項目別紙様式 6-8-2」においては、就職率 A が用いられている。一方で就職率 B については、目標値が未達であったため、原因を就職支援の状況等データを元に分析し、課題を明らかにした上で適切な支援・対応をお願いしたい。(農学部)

(実績) 大学運営連絡会(令和6年5月21日)資料“令和5年度就職内定等状況調

(5月1日現在)” 就職率 A: 98.8%、就職率 B: 90.2% (【目標値】就職率 B: 92.0%)

※領域6に係る評価室コメント

- ・令和3年度受審の大学機関別認証評価でも大学改革支援・学位授与機構から指摘を受けましたが、シラバスの入力内容が適切なものになるように、引き続き留意ください。
- ・標準修業年限内の卒業(修了)率等(6-8-1)が80%以下の部局があります。収容定員の超過につながる可能性がありますので、原因についても分析し、対策を検討ください。

(理工学部 77.7%、地域デザイン研究科 76.2%、医学系研究科博士課程 50.0%、農学研究科 75.6%)



第4期中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価

本学では、各中期目標・中期計画及び評価指標の目標を達成するために、学内における進捗管理を主な目的とした各年度の行動計画を策定しており、当該年度行動計画の達成状況等について自己点検・評価を実施し、その結果に応じて翌年度以降の行動計画の見直しを行った。評価結果は、次のとおり。

＜第4期中期目標・中期計画の進捗状況＞

■中期計画（20件）

進捗状況（5段階評価）

- 評価 V（中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている）・・・0
 IV（中期計画を実施し、優れた実績を上げている）・・・4
 III（中期計画を実施している）・・・13
 II（中期計画を十分に実施しているとはいえない）・・・1
 I（中期計画の実施が進んでいない）・・・0
 ※（実績値が出ていないため判定なし）・・・2

■評価指標（47件）

達成状況（3段階評価）

- 評価 III（達成水準を大きく上回る）・・・7
 II（達成水準を満たす）・・・35
 I（達成水準を満たさない）・・・1
 ※（実績値が出ていないため判定なし）・・・4

※中期計画の詳細 <https://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html>

部局等の自己点検・評価

各部局において、教育、研究、国際交流、社会連携、組織運営等に関する取組及びそれらに関する課題等を自ら点検・評価し、課題等を整理した上で、各部局で対応した。

検討中					対応中						対応済				
教育	研究	国際 交流・ 社会 連携	組織 運営	その他	教育	研究	国際 交流・ 社会 連携	組織 運営	施設	その他	教育	研究	国際 交流・ 社会 貢献	組織 運営	その他
3	0	2	1	6	19	1	2	3	1	23	10	1	2	1	15

（令和5年度実績）

※部局等評価 <https://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>



本学の取り組み等(優れた点・特色ある点)

■教育に関する事項

○理工学部にてデータサイエンスコースを設置

理工学部は、地元企業や自治体からの要望を踏まえ、データサイエンティストとして社会の広い分野で活躍できる人材を育成するため、令和5年度より理工学部理工学科にデータサイエンスコースを設置した。データサイエンスコースでは、データ駆動型社会の中でDX(Digital Transformation)推進の中核を担う人材として必要となる数理・データサイエンス・人工知能(AI)について深く、かつ広く学ぶため、その基本となる数学、プログラミング等の知識や技術を体系的に習得すると共に数理統計学、データサイエンス、機械学習、AI等を講義と演習によって実践的に学ぶことをカリキュラムの特徴としている。

分野	コース名
数理	数理サイエンス
データサイエンス	データサイエンス(令和5年度設置)
情報	知能情報システム工学 情報ネットワーク工学
化学	生命化学 応用化学
物理学	物理学
機械工学	機械エネルギー工学 メカニカルデザイン
電気電子工学	電気エネルギー工学 電子デバイス工学
都市工学	都市基盤工学 建築環境デザイン

○教学マネジメント推進室の設置

本学の教学マネジメントを推進・支援するとともに、本学における教育活動の全学的な視点からの検証・改善を行うことにより、教育の質の向上に資することを目的とした教学マネジメント推進室を設置した。令和4年度は部局における教育に関する自己点検をエビデンスに基づいて実施できるカリキュラム・ポートフォリオの開発や、各部局の自己点検の状況を全学的視点から評価・検証する活動を行った。

○課題解決・探究能力の修得状況を評価するためのルーブリックを作成、評価を実施

課題解決・探究能力の修得状況を評価するためのルーブリックを作成し、各学部のアセスメント指標を定義した。令和4年度の数値は同一の学生を対象としない参考値ではあるが、令和4年度入学生と令和4年度卒業予定学生等のアセスメント指標を集計して学部ごとに比較検証し、全学部で入学年次より平均値、最頻値、中央値といった代表値が上昇していることを確認した。また、令和4年度卒業予定学生等の「佐賀大学学士力」の達成度自己評価の代表値が、全学部において入学年次より上昇していることも確認できた。

○「100円朝食」「100円昼食」による学生支援

学生支援の一環として、令和5年1月11日から2月15日まで、本庄キャンパスでは「100円朝食」を、鍋島キャンパスでは「100円昼食」を提供した。学生が朝食を摂る習慣を付け、栄養バランスに配慮した食事を摂る等、食生活を改善して元気に規則正しい大学生活を過ごしてもらうことを目的として企画したものである。

また、学生を経済的に支援するため、大学が定価との差額を負担し、学生の負担額を「100円」とした。この企画は、学生へのアンケート結果からは、「経済的に助かる」、「朝ごはんを食べるきっかけになる」といった感想が寄せられ、総じて学生から好評で、継続を希望する声が多く、令和5年度も継続して実施している。

○ウェルビーイング創造センターの設置

第4期中期目標において「地域とともに未来に向けて発展し続ける大学として、地域を志向した社会貢献・教育・研究を推進することで、地域活性化の中核的拠点を目指す。」ことを基本的な目標としている。この目標を実現するために、キャリアセンター、生涯学習センター、学生支援室を統合・発展させ、「ウェルビーイング創造センター」を設置する教育研究組織整備を令和5年7月に文部科学省に申請し、令和6年度から予算措置を受けることとなった。本学は、同センターを令和6年4月1日に設置することとし、学修支援、キャリア形成支援、社会人教育支援を、支援を受ける各学修者のそれぞれの段階に切れ目なく



提供する。これにより、地域の学修者のウェルビーイングを深化させ、本学に関わるすべての人々に生涯にわたる学びの場と機会を提供する。

○教育成果を可視化し伝えるWebサイト「そのサが見える」をオープン

全学教育機構教学マネジメント推進室は、「学生一人ひとりが成長実感を得られる教育」を目指し、入学から卒業までのあらゆる教学データを用いて教育改善に取り組んでいる。その取組の一つとして、教学IR情報をわかりやすく発信することを目的とした「自分に差がつく、佐賀大学にフォーカス そのサが見える」Webサイトを令和5年6月に公開した。同サイトは、教学IRデータを使って本学の教育成果を分かりやすくステークホルダーに情報公開することを目的にしている。同サイトは、キャリア教育情報メディアサイト「キャリアの広場」6月30日（株式会社リアセック）、高等教育機関向けオピニオン誌「Between情報サイト」12月21日（株式会社進研アド）に取材を受けて紹介された。



○令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）に選定

本学は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が公募した「令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」に申請し選定された。本学は本事業において、主に以下の取組を実施する。

- ▶令和6年度から理工学部理工学科の入学定員を30名増員し、480名から510名にする。なお、学部入試には5名程度の女子枠入試の導入を今後検討する。また、学年進行に併せて、令和10年度から大学院理工学研究科の入学定員を20名増員し、167名から187名にする。
- ▶今後の北部九州における情報系人材需要に応えるため、オールラウンダー（分析、調査、企画・管理の全ての分野に対応できる）な人材、データ取得から保存、提供の仕組みを作り、運用する技術を持つ人材を育成する教育分野を拡充する。
- ▶地元企業・自治体と協力し、人材ニーズの教育カリキュラム反映、実務家教員の確保、インターンシップや共同プロジェクトの実施を行い、高度情報専門人材の育成における地域の中心的な役割を担うことを目指す。

以上のような取組を通じて、佐賀県をはじめとする周辺地域の社会変革を担う大学を目指し、産学官連携の推進による教育・研究活動の高度化を通じて、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

○数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）認定

令和4年8月に本学のデータサイエンス教育プログラム（リテラシーレベル）が、文部科学省の数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）に認定された（令和9年3月31日まで）。認定された教育プログラムの科目は、令和4年度から全学部で必修科目として開講されている。

○文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）プラス」に選定

本学が実施する「佐賀大学データサイエンス教育プログラム（リテラシーレベル）」が、文部科学省より「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）プラス」に選定された。

本教育プログラムは、令和4年に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されていた。今回の選定は、地元企業・自治体との密接な連携、企業等の具体的事例を取り入れた科目提供や教材作成、インターンシップの実施、リスクリテラシー教育への貢献など、地域と一体となった取組を積極的に実施していると評価された結果であり、プラスまで選定されたのは、本学も含め全国で25機関のみである。（令和6年3月現在）

また、理工学部が実施する「佐賀大学データサイエンス教育プログラム（応用基礎レベル）」が、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）」に認定された。

今後は、理工学部以外の学部でも「応用基礎レベル」に申請する予定である。



■研究に関する事項

○アトピー性皮膚炎による痒みの原因解明及びその阻害剤を発見

アトピー性皮膚炎は強い痒みを示すことが特徴であり、痒みは日常生活において大きな支障となるとともにアトピー性皮膚炎の悪化の原因ともなるため、その原因の解明と治療薬の開発が緊急の課題となっている。

医学部における本研究では、強い痒みを示すアトピー性皮膚炎モデルマウス（FADS マウス）を数年前に開発し、アトピー性皮膚炎における痒みの原因の探究を可能とした。

今回、アトピー性皮膚炎患者の皮膚組織で作られるペリオスチンが、知覚神経に作用して痒みを引き起こすとともに、その阻害剤が痒みを著明に改善することを、FADS マウスを用いて見出した。

具体的には、FADS マウスにおいてペリオスチン遺伝子を生まれつき欠損させると、著明に痒みが改善するとともに、ペリオスチン阻害剤（CP4715）を投与すると、痒みが改善した。

今後、CP4715 をアトピー性皮膚炎の痒みに対する治療薬として開発することにより、痒みで苦しんでいるアトピー性皮膚炎患者にとって福音となると考えられる。

○ダイヤモンド半導体パワーデバイスの出力電力・電圧の世界最高値を更新

次世代の究極のダイヤモンド半導体パワーデバイスを作製し、世界最高の出力電圧、電力の記録を更新した。宇宙空間の人工衛星を基地局にする無線通信が具体的に進む中で、人工衛星で使われている真空管に代わる高出力、高周波数の半導体デバイスに期待できる。

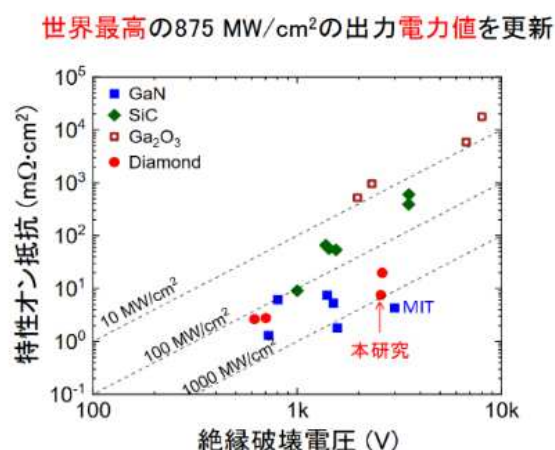
本学理工学部は、アダマント並木精密宝石株式会社と共同で、ダイヤモンドの大口径化と半導体デバイスの周辺技術の高度化を進め、次世代のパワー半導体のダイヤモンド半導体デバイスを作製し、世界最高の出力電力及び動作電圧を更新した。ダイヤモンド半導体は、従来のシリコン、シリコンカーバイド、窒化ガリウムと比べ、放熱性、耐電圧性、耐放射線性に優れており、地上だけでなく宇宙空間でも安定に動作させることができる。

ダイヤモンドは、半導体素材として究極の特性を有することが理論的に知られており、高周波で大電力性能のパワーデバイスとして世界中で研究が行われてきたが、これまでは、窒化ガリウムの特性が上回っていた。

今回の記録は、令和3年9月に発表した世界最高の出力電力値（345MW/cm²）を塗り替える、出力電力 875MW/cm² 及び出力電圧 2,568V で動作した。出力電力値、動作電圧値ともダイヤモンドとしては世界最高で、半導体としてはマサチューセッツ工科大学が発表している窒化ガリウムによる 2,093 MW/cm² の次の値である。

今後、デバイスの周辺技術の研究開発を進めることで、先行研究を凌駕する性能を目指すとともに、本格的に実用化に向けた研究開発も進めていく。

図5 技術ポイント（3）世界最高の出力電力、出力電圧を更新



○宇宙通信向けダイヤモンド半導体高周波パワーデバイスの開発を開始

放送用送信機、各種レーダー送信機、衛星通信用送信機は、電力増幅素子に長らくクライストロンやTWT（進行波管）といった真空管が利用されてきたが、近年、信頼性向上を目的とする、窒化ガリウム（GaN）素子を用いた増幅器の固体化が盛んに進められている。宇宙通信用の地上局送信機や衛星搭載中継器では、更なる小型高効率化実現のために、マイクロ波帯での固体増幅素子の高出力化が強く望まれており、特に衛星搭載中継器では高い宇宙放射線耐性を持つ半導体材料が必要とされている。

ダイヤモンド半導体の開発において、デバイス試作に欠かせない大口径ダイヤモンドウェハへの安定したドーピング技術が本学の成果により確立し、また世界で初めてダイヤモンドパワー半導体によるスイッチング素子の長時間の安定動作が確認されている。

本事業では、文部科学省「宇宙開発利用加速化戦略プログラム」の委託により、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を主管実施機関、本学と呉工業高等専門学校を共同参画機関として、5年間かけて宇宙向けの人工衛星搭載の送信用マイクロ波電力増幅デバイスを開発し、実用化することを目指している。このように国際的に卓越した研究を実施している。



○海洋エネルギー研究所、「第15回海洋立国推進功労者内閣総理大臣賞」を受賞

海洋エネルギー研究所は、国土交通省、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省が内閣府総合海洋政策推進事務局の協力を得て実施している「第15回海洋立国推進功労者内閣総理大臣表彰（内閣総理大臣賞）」を「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野において受賞した。

「海洋立国推進功労者内閣総理大臣表彰（内閣総理大臣賞）」は、科学技術、水産、海事、環境等海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体が表彰されるものである。

今回の受賞は、IEA（国際エネルギー機関）及びIEC（国際電気標準会議）の海洋エネルギー分野の委員会の日本代表を務めており、同分野における我が国のプレゼンス向上に大きく貢献していること、沖縄県からの沖縄県久米島におけるOTEC実証事業に協力し、海洋温度差発電と海洋深層水の複合利用による産業育成等のいわゆる「久米島モデル」の構築にも貢献していること、JST・JICAによるSATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）事業『マレーシアにおける革新的な海洋温度差発電（OTEC）の開発による低炭素社会のための持続可能なエネルギーシステムの構築』において、本研究所が研究開発し日本国内で製造された世界初のH-OTEC（ハイブリッド海洋温度差発電）システムをマレーシアに輸出する予定であり、社会実装の成果を、熱帯、亜熱帯地域へ展開することを目指していることの3つが「海洋エネルギーの未来を切り開く研究成果と人材育成を世界で牽引している功績」として評価された。

○海洋エネルギー研究所、一般社団法人減災サステナブル技術協会が開催する「防災・減災×サステナブル大賞2023」ソリューション部門において、「防災・減災×SDGs賞」を沖縄県久米島町と共同受賞

海洋エネルギー研究所は、一般社団法人減災サステナブル技術協会が開催する「防災・減災×サステナブル大賞2023」ソリューション部門において、「防災・減災×SDGs賞」を、沖縄県久米島町と共同受賞した。「防災・減災×SDGs賞」は、サステナブル社会構築への寄与におけるSDGs関連の活動及び成果を、その貢献度と普及度の側面から総合的に評価し授与されるものである。今回の受賞は、久米島町の再生可能な地域資源である「海洋深層水」の複合利用による、自立型コミュニティ『久米島モデルプロジェクト』の実現に向けた取組が評価された。

○海洋温度差発電を核とした「久米島モデル」の世界展開

平成26年に久米島町の沖縄県海洋深層水研究所の敷地内に海洋エネルギー研究センター（現・海洋エネルギー研究所）のサテライトを設置した。そして、共同利用・共同研究拠点である同施設を核として、産官学協力のもとによる持続可能な社会システムの開発プロジェクト「久米島モデル」を推進し、海洋深層水を利活用したエネルギー自給・産業振興・雇用創出を図る自立型コミュニティを目指す研究を行っている。

平成30年度より地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）や気候技術センター・ネットワークとの「ナウル共和国における海洋温度差発電等の導入に関するプレ・フィジビリティスタディ」を通じて、「久米島モデル」の世界展開を実施している。

また、本学では、2030年までの目標「ビジョン2030」の1つに、「持続可能な社会の実現と地域社会における安全・安心、豊かで質の高い生活の実現に向けて、研究者の育成を進め、知の資産を創出するとともに、地域社会の発展に寄与する研究とイノベーションの創出を強力に推進する」ことを掲げており、この目標の実現に向けて、研究を遂行している。

令和4年10月、バハマ国の公共事業大臣一行が、本学の同施設（久米島、伊万里）の視察や学長の表敬訪問を行ったことをきっかけに、令和5年9月に協定を締結した。その際、駐日バハマ大使が久米島サテライトを訪問し、研究所の概要について説明を受けるとともに、同施設で取水した海洋深層水を利用した農業・水産業・製造業の施設等を視察した。



11月には、パラオ共和国の公共インフラ担当大臣やトンガ、サモア、ツバルの国連代表部の方々が同施設を視察し、久米島における本学の取組を国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）で紹介した。また、国際協力機構（JICA）に協力しており、パラオ、ソロモン、東ティモール、モルディブを対象とした実証要件適合性等調査など本学の研究成果を活かして社会実装を目指したプロジェクトが開始した。令和6年3月、外務省が実施しているJuntos!!プログラムの招へいの一環でカリブ共同体（カリコム）*加盟国の外交官ら14名が久米島サテライトを視察した。このように世界的に注目されており、国際的にインパクトのある研究を実施している。

*カリブ共同体（カリコム：CARICOM）：域内の経済統合、外交政策の調整、保健医療・教育等に関する機能的協力の促進を目的とした地域機関である。以下の14か国1地域が加盟。

■社会貢献に関する事項

○「土砂災害を事前に検知するシステム」について

佐賀県内16ヶ所で土砂災害が発生した令和3年8月豪雨以降、佐賀市北部の中山間地域では、土砂災害に対する防災・減災対策の早期拡充を求める声が高まっている。しかし、避難行動の指標となる土砂災害警戒情報の的中率は著しく低く、アラートとしての役割を十分に果たしておらず、代替技術も存在しないため、土砂災害の早期検知と早期避難行動を支援できる、新しい地域減災システムの開発と早期社会実装が求められている。

令和5年9月、土砂災害を事前に検知するシステムの実証現場を佐賀県知事が視察し、佐賀県と本学の連携事業で、土砂災害の予兆を早期検知する地中埋没センサーの実証が佐賀市で始まったことに伴い視察を行ったもので、各局のTVや新聞で報道された。

この産学官連携事業では、2年程度、データ収集及び試験運用を行い、地域住民の避難を後押しするなど現行の土砂災害警戒情報を補完する技術として、持続可能な地域社会の安心安全の実現に寄与することが期待される。

○文部科学省「就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」（第2次補正予算）に2件のプログラムが採択

①「北部九州DXリスキル地域連携プログラム」

地域社会に開かれた佐賀大学の学びの推進事業の一環として、令和3年度文部科学省「就職・転職支援のための大学リカレント推進事業」に申請・採択されたDXリスキルプログラム事業については、学長をはじめ、理事からの県内トップへの事業紹介等の効果により、定員45人に203人の応募（倍率4.5）があり、佐賀県はもとより関東や関西からも応募がある等大きな反響があった。

プログラムは、共通必修科目として経営者講演・マーケティング戦略を、DX技術については3コースに分かれ、A)データ分析、B)業務改善、C)新規事業創出科目を構成し、9月～12月の4か月間延べ60時間に及ぶ教育プログラムを実施した。実施結果として、講座への出席率は平均91.8%、受講生総合評価は肯定的評価92.9%、企業インタビュー：講座マッチ度100%と開発したプログラムの定量的な評価は高く、また、横展開としての部分受講の視聴回数は九州地区国立大学や高専、県内企業を中心に64機関に案内し3年間のKPIとして設定した1,000回の2倍となる延べ2,003回の受講があった。

②「妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する助産師・保健師のリスキルプログラム」

「人材不足」「必要とされるスキルの大幅な変化」「困難な再就職」といった助産師が働き続けにくい状況を解決するため令和3年度に実施した「産科・地域母子保健分野の助産師不足・偏在を解決するための潜在助産師のリカレント教育プログラムの開発・実施」プログラムを継続して、令和4年度は、施設や地域を超えて助産師や保健師に求められている新たな能力を身につけることを目的とした、必修と選択を合わせ60時間以上を学ぶリスキルプログラムを実施した。対象を病院の3年目以上の助産師、そして地域母子保健分野で活動する助産師・保健師を対象としたため、コロナ禍の業務多忙の中、募集人員より下回る7名の受講者となったが、別途設けた1科目から無制限に学べる部分受講制度には24都道府県から98名の参加を得ることが出来たほか、受講者からの肯定的評価98.8%、昨年受講者のリピート率36%と、高い評価を得ることができた。



○佐賀県とのコラボで地域薬剤師のリカレント教育を開始

近年、高齢化に伴う慢性期の在宅医療だけではなく、急性期医療からの円滑な在宅医療への移行、外来がん化学療法における安心・安全な薬物療法管理が重要性を増している。令和5年度より、佐賀県と本学医学部附属病院薬剤部が協力し、地域薬剤師（病院及び薬局）のリカレント教育環境の充実化を目指すことで、地域包括ケアとがん医療に寄与できる地域薬剤師の育成を開始した。

具体的には、大学病院の薬剤部において佐賀県の病院・薬局薬剤師がキャリアアップする機会と魅力ある研修環境を整備することにより、がん医療に強い病院薬剤師や薬局薬剤師を育成する佐賀県のリカレント研修を行い、「育ち、つながる」ことで、患者さんが、安心・安全ながん医療とともに質の高い在宅医療を受けることを目指す。

一方で、次世代の薬局薬剤師を育成することは、佐賀県の「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」の増加にもつながることから、高齢化がすすむ佐賀県の地域包括ケアを支える重要な医療資源となることも期待される。

近年、薬剤師の地域偏在化が問題視されていることから、薬学部のない県における大学病院薬剤部主導の地域薬剤師を対象としたリカレント教育の充実は、佐賀県の地域医療を担う薬剤師の定着・確保事業としても位置付けられている。



○アトピー性皮膚炎の治療開発を目指したクラウドファンディング

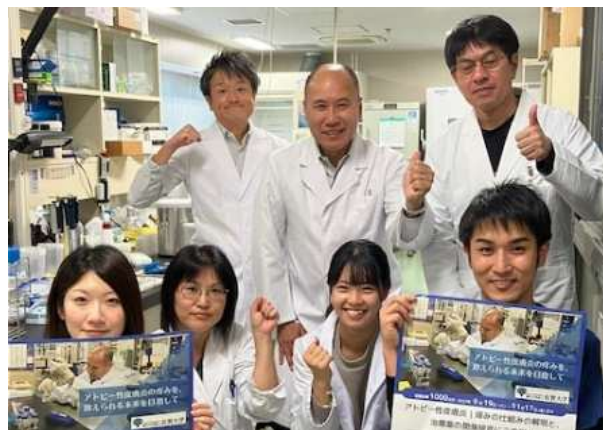
アトピー性皮膚炎の患者にとって「痒み」は重要な問題であり、大きな悩みである。治療ではステロイド外用薬の塗布が基本であるが、重症の場合、痒みのコントロールが困難な場合がある。

本学医学部分子生命科学講座の出原賢治教授は、アトピー性皮膚炎の皮膚組織では「ペリオスチン」が大量に作られ、それが痒みを感じる知覚神経上の「インテグリン」に結合すると、痒みの刺激が脳に伝わることを突き止めた。このことから、ペリオスチンとインテグリンとの結合を阻害する化合物を突き止めれば「痒みを改善」できると考え、アトピー性皮膚炎の新たな治療薬開発を目指し、研究を進めるための費用の一部をクラウドファンディングにおいて募ることとした。

本プロジェクトでは、令和5年9月～11月までの約2ヶ月間に渡って寄附を募り、当初の目標金額である10,000千円を大きく上回る21,432千円の支援をクラウドファンディングを通じていただくとともに、多くの方から応援メッセージを受けた。



アトピー性皮膚炎 | 痒みの仕組みの解明と、治療薬の開発研究にご支援を



○第3の地域総合診療センターを開設

佐賀県では高齢者人口の増加や、将来的な離島・僻地医療のニーズに対応するため、総合診療医の育成が第7次佐賀県保健医療計画の課題に挙げられている。

本学医学部附属病院は昭和61年に国立大学初の総合診療部を設置して以降、総合診療医の養成に注力してきたが、平成24年に開設した佐賀市立富士大和温泉病院及び平成28年に開設した独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターに加え、令和5年3月1日付で社会福祉法人祐愛会織田病院内に第3の地域総合診療センターを開設した。



既設の2つのセンターは、それぞれ3次急性期病院と慢性期病床を有する2次急性期病院であり、それらとは異なる地域の救急医療を担う織田病院に地域総合診療センターを設置することで、本学医学部附属病院と織田病院の間の連携だけではなく、センター間の連携も期待できる。また、総合診療医の養成にもより効果的であり、近隣への波及効果も含めて高い効果が得られている。

総合診療医による医療の最適化の効果は、設置医療機関のみでなく、当該医療圏の専門医の負担軽減となり、医師の働き方改革にも繋がるものである。また、当該センターへの派遣医師は専門医研修（後期研修）を兼ねるため、意欲的に修練を積むことが期待され、さらにリサーチスキルを有する大学教員が関わることで、臨床研究を主眼とするリサーチマインドの涵養も可能となる。

■大学運営に関する事項

○生成A Iを活用した事務業務効率化を推進

若手・中堅事務職員12名から成る「生成A Iの活用によるDXの加速化実証WG」にて、事務業務における生成A I活用に向けた検証活動を行った。検証活動では、自身の業務を中心に50の業務にて使用し、把握できる限りで69.8%の業務削減効果を確認し、一定の事務業務負担軽減の効果が期待できることを確認している。また、入力したプロンプト（生成A Iへの指示内容）の共有など、より効果的な活用方法をWG内で共有・議論し、生成A I利用ガイドライン案及びプロンプトテンプレートを含む活用マニュアル案を作成した。

さらに、実証WGのガイドライン案を基に、情報企画委員会（令和6年3月開催）にて「国立大学法人佐賀大学事務業務における生成A Iの利用ガイドライン」を定め、事務業務において全学的な活用環境を整えた。今後は、ガイドラインやマニュアルの周知、活用に向けた研修の実施など、ソフト面での支援を充実させ、事務業務における生成A I活用を推進していく。

○I Rデータを活用した「予算の最適化配分」及び「指標モニタリング」

教育研究活動等の活性化を目的とした学長裁量経費「評価反映特別経費（業務の評価）」の配分に向けて、評価項目に基づく指標に沿ってI R室がデータを収集し、各理事室において評価の上、予算の最適化配分を実施した結果、LP（ラーニング・ポートフォリオ）入力率やDX推進状況など、複数の評価項目に対しての改善を図った。

また、毎月実施している大学運営連絡会における指標モニタリングにより、進捗に遅れがあるものや、改善が必要なものについてI R室より指摘を行うことで改善した。例えば、指摘により入学者確保に向けた対応策を実施し、入学定員の充足率が改善した。また、就職状況のモニタリングを継続して行うことで、就職未定者を早期に把握し就職指導を行うことにより、就職率が改善した。

○I R室からの提言が経営判断の材料として活用された事例

➤人件費・物件費のシミュレーション

人事採用計画や人事院勧告対応等の検討資料として、今後の人件費・物件費のシミュレーションを作成し、役員へ共有した。

➤THE日本大学ランキング2023の結果分析・追加調査

THE日本大学ランキング2023の結果分析及び追加調査を行い、調査・分析結果についてキャリアセンターと共有した他、分析結果を踏まえて令和6年度企業向けパンフレット（キャリアセンター作成）の改訂を行った。



○「キャンパスマスタープラン 2022」策定

令和3年度から進めてきたキャンパスマスタープランの改訂について、「キャンパスマスタープラン 2022」として、6年振りに改訂を行った。

キャンパス全体をイノベーション・コモンズ（共創拠点）へ転換することが今後の国立大学が目指す施設整備の方向性として位置づけられている状況の中、本学においても地域・産業界との共創が可能なキャンパスを目指すべく、未来社会（Society5.0）の実現やキャンパスのカーボンニュートラル化に必要な要素等を計画に取り入れており、持続可能なキャンパスづくりを目指す指針として策定した。

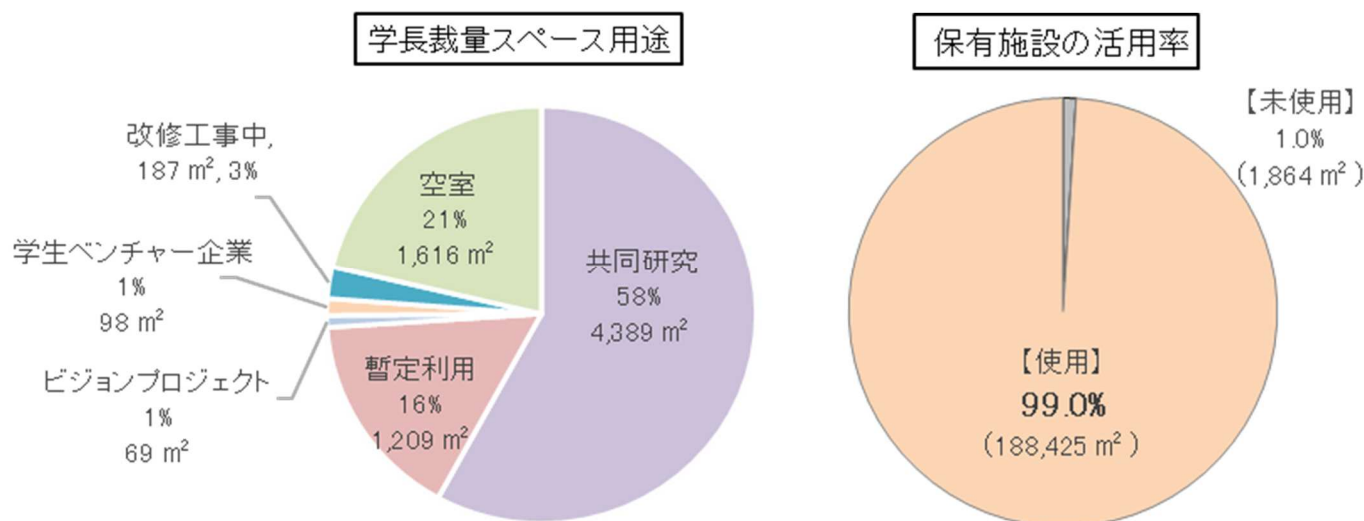
キャンパスマスタープラン 2022 は学内通知やWeb ページ掲載により、学内外へ広く情報発信している。



○保有施設の活用率 95%以上を達成

令和5年度に、保有施設の有効活用に向け、全部局・全居室を対象とした施設利用状況調査（6,036室 190,289㎡）を令和5年6～11月に実施した。その調査結果を基に、改善指導を行い、保有施設の活用率が99.0%の高水準を達成することが出来た。

また、民間企業等の共同研究スペースとして15室・484㎡・施設利用料収入5,762千円（第4期平均＝15室・485㎡・同5,536千円）の有効活用を図った。期間別比較値としては、第3期平均値比＋5室・＋131㎡・＋同2,556千円となり、民間企業等との共同研究の活性化に寄与した。



○施設整備に係るトータルコスト削減率50%以上の確実な達成に向けた取組

計画した改修事業（院生・臨床研究棟Ⅱ期、農学部1号館防水・空調、理工学部1号館空調）を確実に実施した。

更に、第4期末の確実な評価指標達成に向け、インフラ長寿命化計画における実施予算不足等課題の洗い出し及び課題解決に向けた方針を策定した後、令和6年3月の役員会において年2,100万円（令和6～8年度）の追加実施予算を確保し、第4期末の評価指標達成に向け、大きな前進を図ることが出来た。



おわりに

本学は、これからも教育・研究・社会貢献活動に全力を尽くし、学校教育法第109条第1項の規定に基づき、本学の教育研究、組織運営及び施設設備の状況について、自律的な自己点検・評価を行い、これらに関する情報を積極的に社会に説明するとともに、その結果を活用した改善を図ることを目的とし、自己点検・評価を通してPDCAサイクルを回し、適切な取組を行っていきます。

2030年に向けて佐賀大学が目指すこと

志、挑戦、そして未来へ

ここから10年先。第4次産業革命やSociety5.0といった新しい時代がやってくるとき、はたして社会はどうなっているのでしょうか？私たちは、そんな予測困難な時代が続く中で、社会や地域のために、みんなのために、佐賀大学がどういった役割を果たしていけるかを考えました。来るべき2030年を新たな希望の時代にするために、佐賀に住む皆さまと佐賀大学みんなで「志」を持って挑戦し、ともに未来へと発展し続ける大学を目指します。

佐賀大学が目指す2030年の姿

佐賀大学に
関わる人々が
誇れる大学



佐賀大学で
学びたいと
選ばれる大学



地域社会から
期待、信頼される
大学

